

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則及び上尾市難病者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 0 月 1 6 日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市規則第 5 3 号

上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則及び上尾市難病者見舞金支給条例施行規則の一部を改正する規則

(上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則の一部改正)

第 1 条 上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則（昭和 4 4 年上尾市規則第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを「（認定等）」に改め、同条第 1 項中「前条の」を「条例第 5 条の規定による」に改め、同条第 2 項中「含む。」の次に「以下この項において同じ。」を加え、「適宜」を「受給資格の認定の申請時に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、継続して受給資格がある者の市町村民税が課せられているか否かの審査は毎年 7 月に行うものとする。

第 3 条に次の 1 項を加える。

- 3 受給者の死亡等により当該受給者に支給することができないときは、市長が定める者に支給する。

(上尾市難病者見舞金支給条例施行規則の一部改正)

第 2 条 上尾市難病者見舞金支給条例施行規則（平成 7 年上尾市規則第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条第 2 項中「医療受給者証を提示し」を「医療受給者証の写しを添付し」に改める。

第 4 条の見出し中「決定」を「決定等」に改め、同条に次の 1 項を加える。

- 2 申請者の死亡等により当該申請者に支給することができないときは、市長が定める者に支給する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例施行規則第3条の規定は、この規則の施行の日以後に実施する重度心身障害者福祉手当の支給について適用し、同日前の重度心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の上尾市難病者見舞金支給条例施行規則第3条及び第4条の規定は、この規則の施行の日以後に実施する難病者見舞金の申請について適用し、同日前の難病者見舞金の申請については、なお従前の例による。